

議案第33号

多段階浸水想定の実施と学識経験者を交えた検討等を求める請願書について

上記の議案を上程する。

令和6年6月27日

福津市教育委員会  
教育長職務代理者 青木 一 乗

理 由

令和6年6月14日に、福津市教育委員会請願処理規則（平成17年福津市教育委員会規則第4号）第2条の規定に基づき請願書が提出されたことに伴い、同規則第4条の規定に基づき教育委員会の採決を受ける必要があるため、同規則第3条の規定に基づき報告を行う。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市教育委員会請願処理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願、陳情等（以下「請願等」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（請願書等の提出）

第2条 教育委員会に対し請願等をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記した書面（以下「請願書等」という。）を教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- （1） 件名
- （2） 請願等の趣旨
- （3） 請願等を行う者の住所及び氏名（法人等にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

(請願書等の処理)

第3条 教育長は、前条の規定による請願等を受理したときは、受理後最初に招集される教育委員会の会議において報告しなければならない。

第4条 教育委員会は、前条の規定により報告を受けたときは、これに対し採決しなければならない。

第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができる。



2024年6月7日

多段階浸水想定の実施と  
学識経験者を交えた検討等を求める請願書

福岡市教育委員会 〇  
教育長様

[Redacted]

私たち請願者は、手光今川沿いに住居や会社を構え、学校造成によって起きる周辺地域への浸水を心配する流域市民です。中でも私・[Redacted]と、[Redacted]、[Redacted]、[Redacted] 4名は、「手光今川洪水浸水想定区域図の比較」(資料1)において、地点9とされる地域に居住しています。資料によると地点9は、小学校未整備の状態でも0.32~0.48mの浸水深が想定されていますが、学校造成後は0.91~1.15m(最大限に軽減しても1.05m)となります。48cmの浸水でも困りますが、1m超という浸水深に愕然とし、5月25日と6月1日、市が主催する住民説明会に参加しました。

住民説明会にはそれぞれ50人、30人ほどの地元住民が参加し、様々な不安を口にされましたが、教育部の担当の方は「1,000年に一度の確率ですから」と繰り返しておられました。この言葉が気になって県の河川管理課に問い合わせたところ、「近年、想定を超える浸水被害が多発したことから2015年に水防法が改正され、1年の間に1,000分の1の確率で発生する降雨を想定して、洪水浸水想定区域図を出すようになった」とのことでした。また、手光今川の洪水浸水想定区域を出すとき採用した1,000分の1確率としての1,103mm/24hは、1957年に起きた諫早豪雨(1,109mm/24h)をもとにしているとのことでした。

では、1,103mm/24hとはどれくらいの雨なんだろうと、気象庁のホームページで調べてみると、2019年に神奈川県で922.5mm/24h、2011年に高知県で851.5mm/24hといった記録はありましたが、宗像地区(1976年に観測開始)では、2009年7月24日の234.5mm/24hが最大でした。となると、1103mm/24hの雨についてはそこまで心配しなくてもいいかもしれないとも思いましたが、念のため234.5mm/24hの雨が降った日、福津市で何が起きた

のかを調べてみると、西郷川が溢水し 13 棟に床下浸水が起きていました。2012 年 7 月 16 日には苅免川も溢水しており、そのときの降雨量は前々日に 133mm/24h、当日に 73.5mm/24h でした。

手光今川は、どれくらいの降雨量に耐えられる川なんだろう。福岡県の河川整備課に聞いてみたところ、「手光今川は近年改修工事を行っていないため、計画規模がわからない状態の河川です」とのことでした。長時間降雨強度式で概算ならできるとのことです。調べていただくと、「おそらく 211~257mm/24h の間でしょう」とのことでした。実際の様子を知りたくて手光今川流域住民の方々に聞いて回ると、昨年 7 月 10 日、「家の前の川があと 5cm で溢水するところだった」(■■■■、■■■■氏)、「家の前の側溝から水が噴き出していた」(■■■■)との証言が得られました。その日の降雨量(津屋崎観測所)を調べると 216mm/24h であり、まさに概算の範囲内でした。

216mm 程度の雨で溢水寸前になる川は不安だと思いましたが、流域住民から多く聞いたのが、「溢水したとしても、まだ田畑(=学校予定地)があるから」という言葉でした。確かに手光今川の溢水は、降雨量が 216mm/24h を超えたあたりから始まる可能性があります(資料 2)。しかし、田畑は住宅地よりも少し低いため、水はいったん田畑に流れ込み、そこが満水になったとき初めて周辺地域を浸水させ始めます。実際に■■■■氏は、手光今川が一部溢水し、田畑に流れ込んでいる様子も見ています。ですから私たち流域住民は、多少強い雨が降っても、そこまで脅威を覚えることなく暮らすことができてきました。しかし盛土後は受け皿がなくなり、さらに地点 9 のほうが学校よりも低い場所になりますので、降雨量が 216mm/24h を超えて川が溢水を始めたとき、水はそのまま住宅地に流入してくる可能性があります。つまり、現状だとかなりの降雨量がなければ周囲への浸水が起こらないのに対して、学校造成後は少し強めの降雨量でも浸水が起き始める可能性があると考えるのが妥当です。

説明会の際、教育部の方は何度も「1,000 年に一度ですから」と言われましたが、ここが噛み合っていないのだとようやく腑に落ちました。つまり、私たち住民は、1,000 分の 1 確率・1103mm/24h のような大水害が起きたときのことを心配しているのではなくて、明日にでも起こるかもしれない強めの雨を問題にしています。ちょうど国交省水防企画室の方ともお話しでき、「1,000 分の 1 確率で洪水浸水想定区域を出すと、川の流域が広範囲に活用できない事態になる。それを防ぐため、近年では 10 分の 1、30 分の 1 といった現実的な確率規模別(降雨量別)の『多段階浸水想定』が全国的に実施されるようになっていきます」とうかがったとき、私たちが望んでいるのはまさにこれだとわかりました。現状ならどのくらいの降雨量で私たちの家は浸水を始め、学校造成後はどのくらいの降雨量で浸水を始めるようになるのか。さらに降雨量が上がっていったとき浸水深はどう推移するかについて、私たちは知る必要があります。それも、“盛土が行われる前に”、です。そこには、切実な理由があります。

アパート 10 棟が立ち並ぶ地点 9 は、耳や足腰の悪い、一人暮らしの高齢女性が複数いらっしゃる場所です。未就学児や小学校低学年のお子さんのいる家庭も複数あります。浸水深

は20cmを超えると水圧で扉が開けづらくなり、50cmを超えると大人でもなかなか開けられなくなることはご存知でしょうか。車も、30cmの浸水でエンジンが停止し、50cmで車体が浮いて流されます。説明会の際に教育部の方は私たちに、「自然災害の場合、補償は非常に難しい。浸水が起きた場合は、市としては『逃げてください』としか言えない」と言われました。しかし一人暮らしの高齢女性が、いくらドアを押しても開かないときはどうしたらいいのでしょうか？ 危機を知らせようと外から何度チャイムを押しても、高齢女性が気付かないときは？ お子さんだけで留守番しているときは？ 夜、寝ている間に浸水が始まったら？ こうした様々な状況が予見される中で、「どれくらいの降雨量で、住宅地への浸水が始まるか」を事前に知っておくことは、私たち住民にとって死活問題です。この情報が得られるまで、盛土工事を始めてもらうわけにはいきません。

もう一点、お願いがあります。浸水想定区域に学校をつくる場合は通常、利害関係のない第三者である河川、土木、建築等の学識経験者を交えた検討委員会をつくり、学校にも周囲にも安全な学校を検討するそうです。福津市では、このような検討委員会をつくらずに、盛土工法による建設案が進められています。子どもたちのために学校をつくることの大切さはもちろんわかりますが、その際に、周辺住民である私たちに被害を及ぼさないほかの工法はないのか、利害関係のない、第三者である学識経験者の知見を交えて検討していただけないでしょうか。検討した結果、この工法しかないということであればまだしも、そのプロセスさえないまま私たちに浸水被害を受け入れろというのは、あまりにも理不尽な話ではないでしょうか。

以上の点から、私たち流域住民は、今の学校造成をこのまま容認するわけにはいきません。この計画に最も責任を負っていらっしゃるのが福津市教育委員会とのことですので、請願法第3条の規定に基づき、福津市教育委員会に下記のとおり請願します。あわせて、福津市教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、教育委員会会議においてこの請願に係る事情を口頭で述べることについて許可をくださるよう申請します。

教育委員の皆様におかれましては、請願事項について誠実にご審議いただき、採択されるようお願いいたします。

## 記

- 請願事項 1 盛土造成前に比べて盛土造成後、どのくらいの降雨量のときに周辺地域の「浸水」が始まるようになるのかを教えてください。これは、内水浸水想定ではわからない情報です。専門業者に依頼して、「宅地造成後（小学校未整備）」と「学校造成後」に分けた手光今川・道辻川周辺地域の浸水想定を、年超過確率別に多段階でお示しください（多段階浸水想定）。
- 請願事項 2 利害関係のない第三者である河川、土木、建築等の学識経験者を交えた検討委員会をつくり、周辺地域への浸水被害を増大させないで済む工法はないか、検討してください。またその検討結果を、開示してください。
- 請願事項 3 教育委員会に利害関係のない第三者である河川、土木、建築等の学識経験者を招致して、周辺地域への浸水被害を増大させないで済む工法はないか、検討してください。またその検討結果を、開示してください。
- 請願事項 4 教育委員会主催、教育委員出席による住民説明会を、早急に開催してください。
- 請願事項 5 請願事項 1 が履行されるまでは、私たちの命と暮らしの安全を脅かす可能性がある造成工事を中断してください。
- 請願事項 6 請願事項 2、3 が履行されるまでは、私たちの命と暮らしの安全を脅かす可能性がある造成工事を中断してください。
- 請願事項 7 請願事項 4 が履行されるまでは、私たちの命と暮らしの安全を脅かす可能性がある造成工事を中断してください。